

現在の運営体制に基づき、協定締結に関する調査に御回答ください。 ※回答方法はp.11
協定締結後にも内容の見直しが可能ですので、積極的な回答をお願いします。

医療措置協定について

茨城県保健医療部感染症対策課

改正感染症法における新興感染症患者への医療提供体制

➤ 改正感染症法により、県知事と薬局の管理者との間で、新興感染症の発生時における「医療提供体制の確保に関する協定」(= 医療措置協定)を締結し、平時から備えていくこととされました。

➤ 県では、より多くの薬局の皆様と協定を締結したいと考えていますので、前向きに御検討ください。



従来の感染症指定医療機関

- 特定感染症指定医療機関〔病院〕
- 第一種感染症指定医療機関〔病院〕
- 第二種感染症指定医療機関〔病院〕
- 結核指定医療機関〔病院・診療所・薬局〕

～改正の概要～

従来の感染症指定医療機関に『協定指定医療機関』を追加

法改正後の感染症指定医療機関

- 特定感染症指定医療機関 ※変更なし
- 第一種感染症指定医療機関 ※変更なし
- 第二種感染症指定医療機関 ※変更なし
- 結核指定医療機関 ※変更なし

【新設】

- **第一種協定指定医療機関**
病床の確保〔病院・診療所〕
- **第二種協定指定医療機関**
発熱外来の実施〔病院・診療所〕
自宅療養者等への医療提供〔病院・診療所〕
医薬品対応等〔薬局〕

→ その他、後方支援・医療人材派遣に係る協定を締結した医療機関

医療措置協定の種類と求められる役割

- 新型コロナウイルス感染症への対応を念頭に、新興感染症の国内発生から約半年間で、コロナ対応の最大体制を目指します。



1. **病床確保**〔病院、有床診療所〕 ※新興感染症発生時には、まず従来の感染症指定医療機関が対応国による発生公表後、県の要請に基づき、入院病床の即応化をお願いします。



2. **発熱外来**〔病院、診療所〕 ※新興感染症発生時には、まず従来の感染症指定医療機関が対応国による発生公表後、県の要請に基づき、発熱患者の診察をお願いします。



3. **自宅療養者等への医療の提供及び健康観察**〔病院、診療所、薬局〕

新興感染症発生・流行時には、医療機関・薬局・訪問看護事業所間で連携しながら、**自宅や宿泊施設、高齢者施設等への往診、オンライン診療、訪問看護及び医薬品対応等**をお願いします。



4. **後方支援**〔病院、診療所〕

上記1や2の実施に伴う通常医療への影響を最小限にするため、新興感染症流行初期の感染症患者以外の患者受入れや、感染症から回復後の入院患者の転院受入れをお願いします。



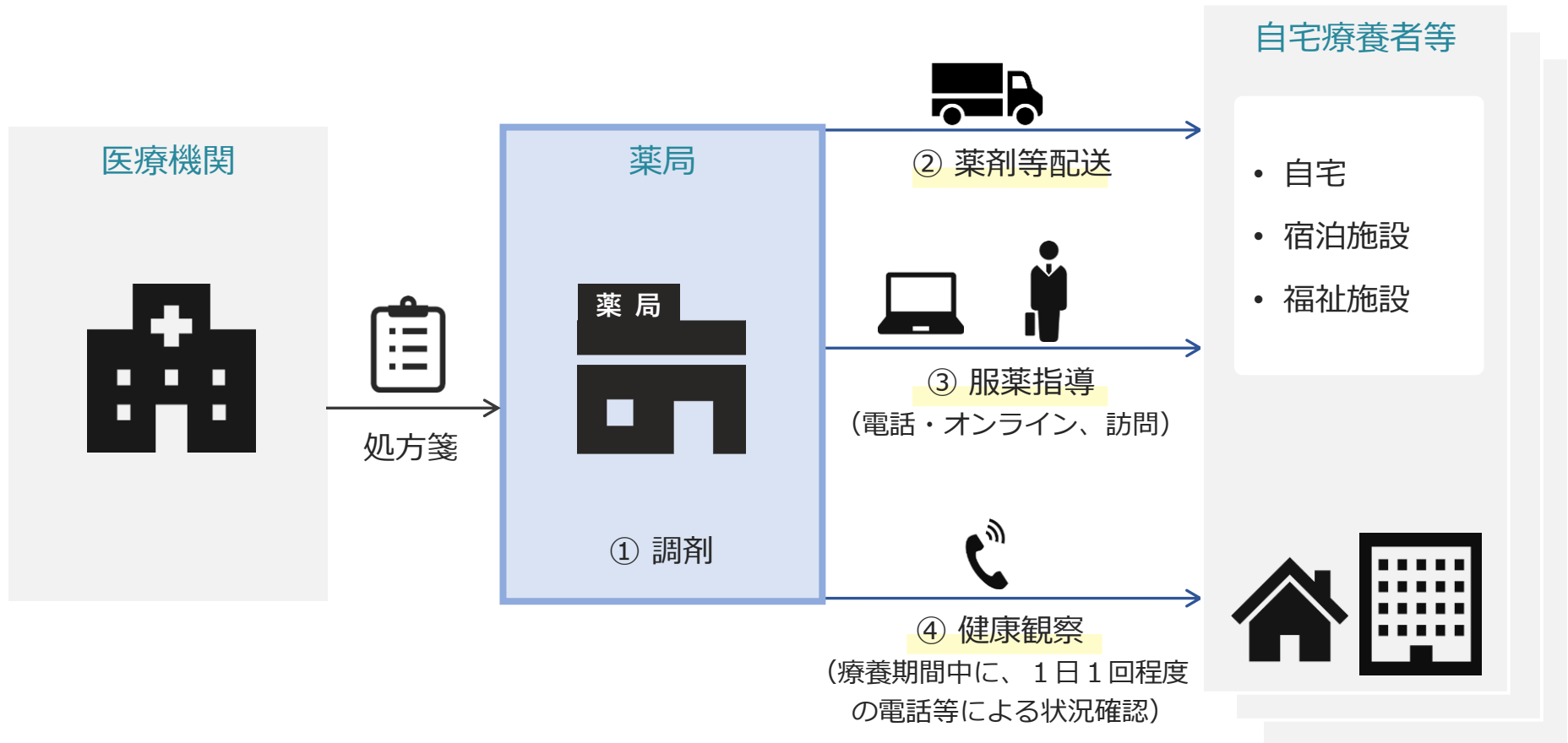
5. **医療人材派遣**〔病院、診療所〕

県の要請に基づき、高齢者施設等で新興感染症患者発生時における感染制御・業務継続支援チーム※の医師や看護師等の派遣や、県内外での感染拡大時における医療機関等への医師や看護師等の派遣をお願いします。

※茨城県新型コロナウイルス感染症クラスター対策ネットワークを念頭

薬局による医薬品対応のモデルケース

- 新型コロナウイルス感染症への対応と同様に、自宅療養者等に対し、薬剤等配送、服薬指導、健康観察の実施をお願いします。



- ✓ 原則、営業時間内で対応してください。
- ✓ 自宅・宿泊施設・福祉施設での療養者に対応してください。
- ✓ 必ずしも②～④の全てを実施することなく、いずれかの実施でも可能です。
- ✓ 市販薬の販売についても、各薬局で可能な範囲で対応してください。

<補足> 協定以外の業務（保健所における疫学調査や電話相談への協力等）は、薬剤師会を通じて、別途協議します。

医療措置協定の前提条件

1. 協定が対象とする新興感染症

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症、新感染症

⇒現時点では**新型コロナウイルス感染症と同程度の感染症を想定**

※新興感染症の特性などが協定の前提とは大きく異なる場合には、国においてその判断を行い、機動的に対応
→県と協定締結事業者は、協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じて対応

2. 協定の対象期間

新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る発生等の公表が行われたときから、これらの感染症と認められなくなった旨の公表等が行われるまでの間

(参考) 新型コロナウイルス感染症の場合

- ・ 2020/1/15 国内1例目
- ・ 2020/2/1 新興感染症への位置付けの公表（感染症法に基づく厚労大臣の発生の公表）
- ～
- ・ 2023/1/27 政府新型コロナウイルス感染症対策本部による位置付け変更等に関する対応方針の決定
- ・ 2023/4/27 厚労大臣による位置付け変更決定
- ・ 2023/5/8 5類感染症に変更

3年強

3. 協定の有効期間

3年間（以後、異議のない限り自動更新）

4. 協定の履行に関する費用

新型コロナ対応で実施したような補助制度を想定（詳細はその感染症の特性等に応じて検討）

医療措置協定に記載する項目

(改正感染症法第36条の3第1項各号に掲げる事項及び感染症法施行規則第19条の3第2項に定める事項)

1. 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、当該薬局が実施するもの

自宅療養者等への医薬品対応等

2. 1の措置を要する費用の負担方法

3. 医療措置協定の有効期間

4. 医療措置協定に違反した場合の措置

※地域の医療提供体制全体の状況を勘案し、感染状況や医療機関の実情に即して具体的に判断

5. 1の措置に係る必要な準備に係る事項

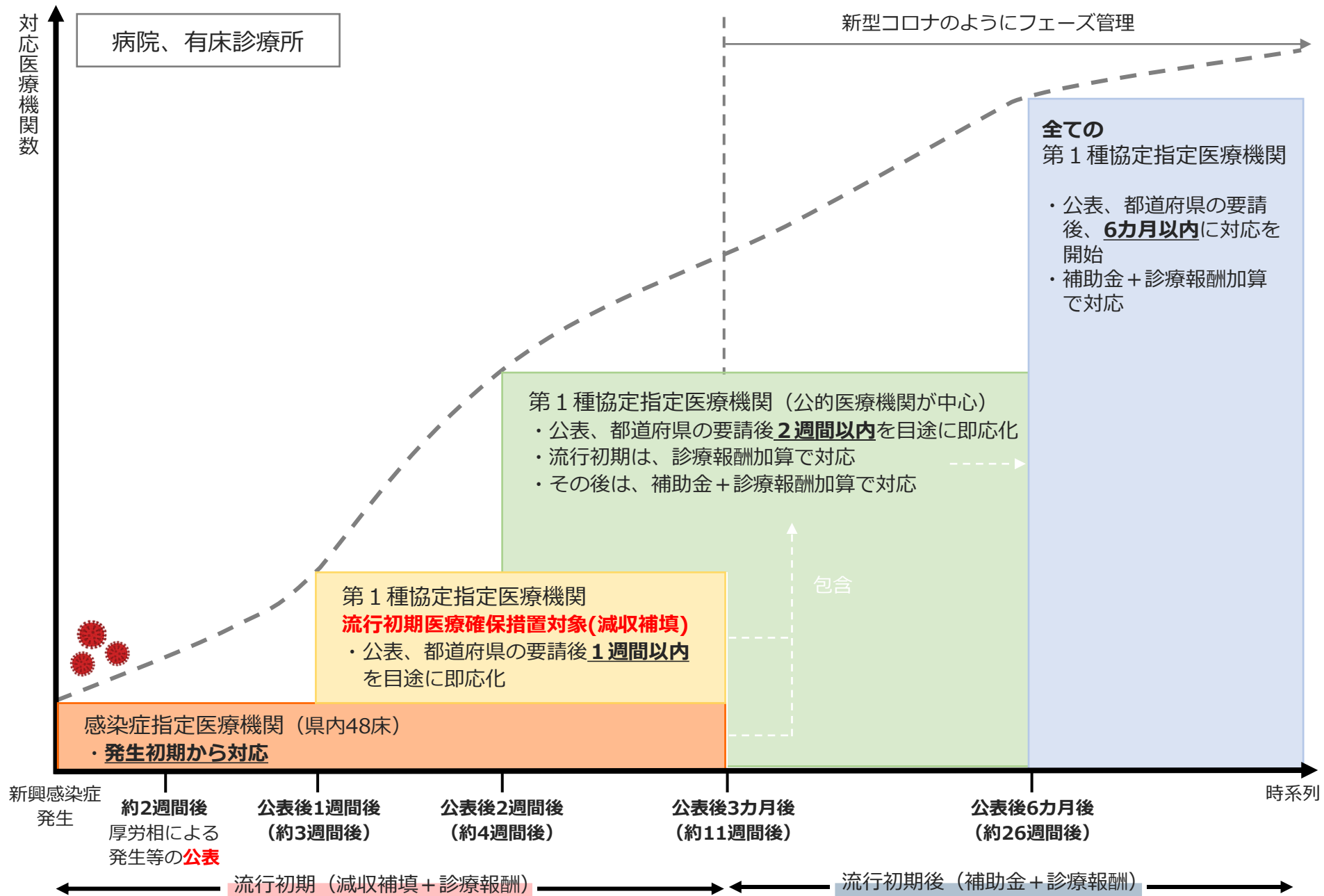
6. 医療措置協定の変更に関する事項

※協定締結後の事情変更等による協定の解除について、県との協議を規定

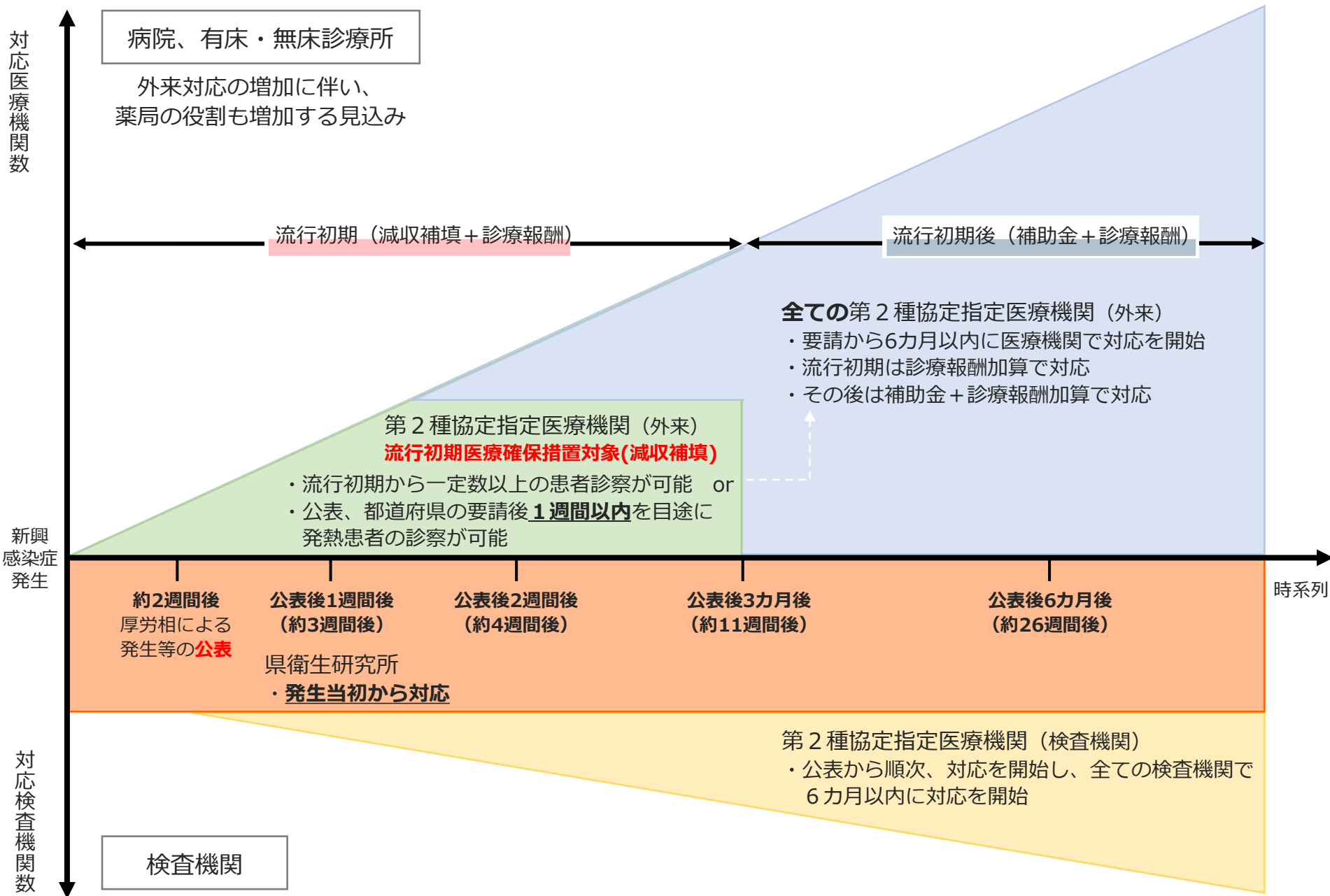
7. その他、知事が必要と認める事項



(参考) 新興感染症発生時における対応の流れ (病床)

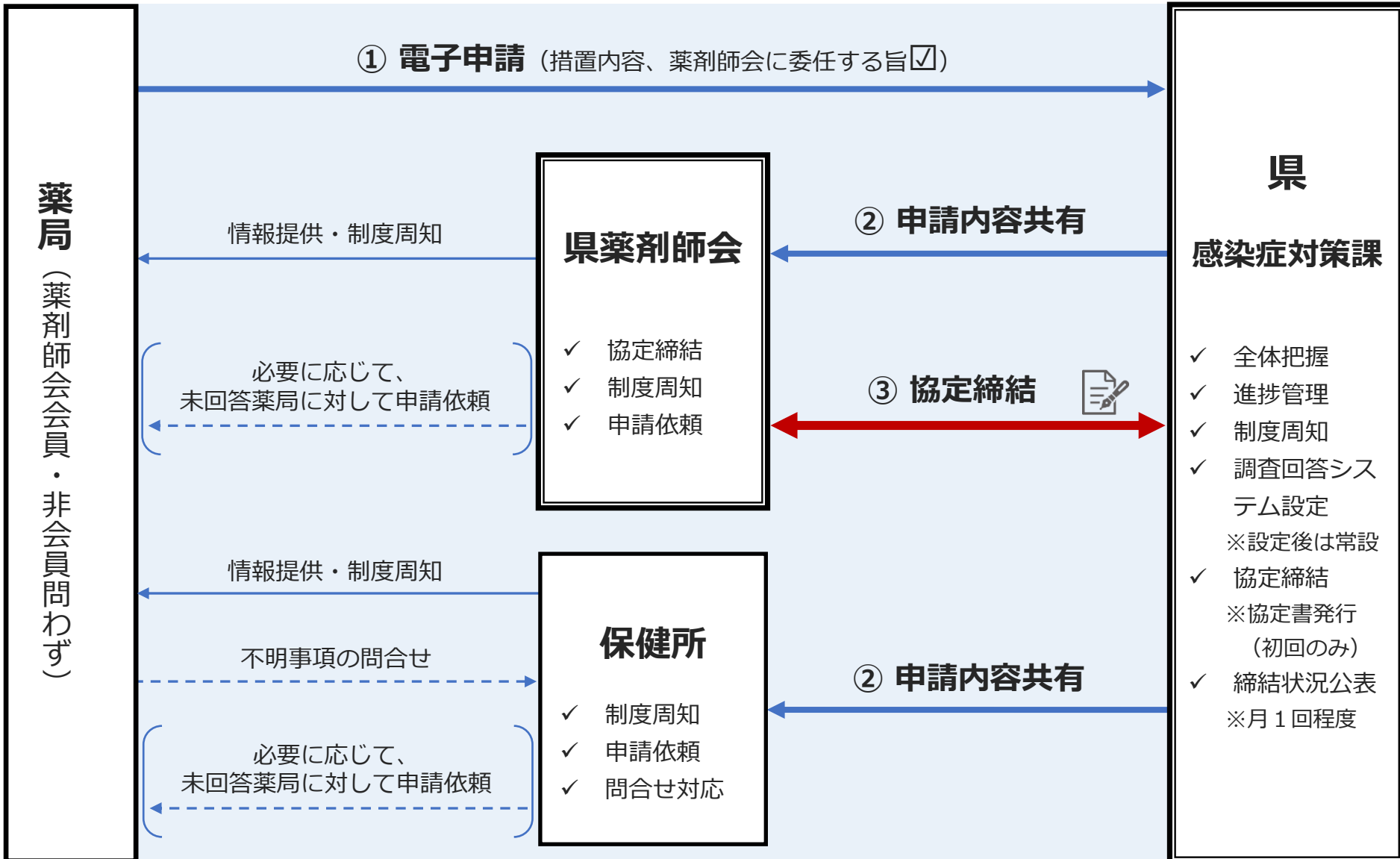


(参考) 新興感染症発生時における対応の流れ (外来・検査)



医療措置協定の締結の流れ

➤ 薬局は、協定締結に係る権限を県薬剤師会に委任し、県と薬剤師会とで協定を締結します。



医療措置協定の締結とその後の流れ (県のスケジュール)

新興感染症の発生・まん延に備えた体制構築

県薬剤師会と協定を締結
(会員・非会員の別を問わず、
薬剤師会に締結を委任)

STEP
03

~2024年3月

薬局に制度を周知し、
協定締結の意向等を調査

STEP
01

2023年7~8月

薬局と協定に関する協議

(薬局は電子申請システムで
協定締結の意向を回答※)

※次ページを参照し、回答

STEP
02

2023年11月~

**医薬品対応等を行う薬局を
ホームページで公表**

STEP
04

2024年4月

薬局と県との協定締結に関する調査回答の方法

いばらき電子申請・届出サービス **【茨城県】**

ログイン

利用者登録

申請団体選択 申請書ダウンロード

手続き申込 申込内容照会 職責署名検証

手続き申込

手続き選択をする メールアドレスの確認 内容を入力する 申し込みをする

申込

選択中の手続き名：(薬局向け)「感染症法に基づく「医療措置協定」締結に係る調査について(依頼)」回答フォーム
問合せ先 **+**開く

説明 令和5年11月●日付け感対策●号「感染症法に基づく「医療措置協定」締結に係る調査について(依頼)」の回答フォームです。

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律(令和4年法律第96号)が令和6年4月1日に施行されることに伴い、都道府県知事は、管轄する区域内の全ての薬局の管理者と協議し、合意が成立した時は、当該医療機関が新型コロナウイルス感染症等の発生・まん延時において講ずる措置等を定める『医療措置協定』を締結いたします。つきましては、当該協議の手法として、県内全ての薬局の管理者に対し、医療措置協定の締結に係る調査を実施いたしますので、県民が安心して必要な医療を受けられるよう、協定締結を前向きに御検討いただき、●月●日(●)までに御回答ください。

1. 医療措置協定の前提条件について

(1) 対象とする新興感染症
・新型コロナウイルス感染症、指定感染症、新感染症の3つとなりますが、現時点では新型コロナウイルス感染症と同程度の感染性を想定します。

医療機関(薬局)名を入力してください。 **必須**

協定書に転記しますので、「〇〇薬局△△支店」など正式名称を入力してください。

郵便番号を入力してください。 **必須**

半角数字、ハイフンなしで入力してください。

郵便番号 住所検索

協定締結の委任 **必須**

本協定については、県と公益社団法人茨城県薬剤師会との2者集合協定とすることとしておりますので、事務権限について委任をお願いします。

医療措置協定について、公益社団法人茨城県薬剤師会に事務権限を委任します

自宅療養者等対応について

(1) 自宅療養者等への医療の提供及び健康観察実施の有無 **必須**

対象者は自宅・宿泊療養施設・高齢者施設での療養者等になります。

※自宅療養者等への医療の提供及び健康観察実施する協定を締結する医療機関に求められる事項

- ・医療機関-薬局-訪問看護事業所の間で連携し、自院診療・電話診療・オンライン診療・往診などの対応や、医薬品対応などを行うこと
- ・関係学会のガイドラインなどを参考に、感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱などを含む研修・訓練等)を適切に実施すること

実施する場合は、(2)各項目をご回答ください。

実施しない場合は、(3)をご回答ください。

- 実施する
 実施しない

選択解除

(2) - 1 実施する場合、電話またはオンラインでの服薬指導の対応可否

- 対応可能
 対応不可

選択解除

(2) - 2 実施する場合、訪問しての服薬指導の対応可否

- 対応可能
 対応不可

選択解除

(2) - 3 実施する場合、薬剤等の配送の対応可否 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

- 対応可能
 対応不可

選択解除

(2) - 4 実施する場合、健康観察の対応可否 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

- 対応可能
 対応不可

選択解除

(3) 実施しない場合、その理由 **選択肢の結果によって入力条件が変わります**

＜参考＞改正感染症法（医療措置協定関連抜粋）

（医療機関の協定の締結等）

第36条の3 都道府県知事は、新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間に新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症に係る医療を提供する体制の確保に必要な措置を迅速かつ適確に講ずるため、当該都道府県知事が管轄する区域内にある医療機関の管理者と協議し、合意が成立したときは、厚生労働省令で定めるところにより、次に掲げる事項をその内容に含む協定（以下「医療措置協定」という。）を締結するものとする。

- 一 前条第1項各号に掲げる措置のうち新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において当該医療機関が講ずべきもの
- 二 第53条の16第1項に規定する個人防護具の備蓄の実施について定める場合にあっては、その内容
- 三 前2号の措置に要する費用の負担の方法
- 四 医療措置協定の有効期間
- 五 医療措置協定に違反した場合の措置
- 六 その他医療措置協定の実施に関し必要な事項として厚生労働省令で定めるもの

2 前項の規定による協議を求められた医療機関の管理者は、その求めに応じなければならない。

3 都道府県知事は、医療機関の管理者と医療措置協定を締結することについて第1項の規定による協議が調わないときは、医療法第72条第1項に規定する都道府県医療審議会の意見を聴くことができる。

4 都道府県知事及び医療機関の管理者は、前項の規定による都道府県医療審議会の意見を尊重しなければならない。

5 都道府県知事は、医療措置協定を締結したときは、厚生労働省令で定めるところにより、当該医療措置協定の内容を公表するものとする。

6 前各項に定めるもののほか、医療措置協定の締結に関し必要な事項は、厚生労働省令で定める。

（都道府県知事の指示等）

第36条の4 都道府県知事は、公的医療機関等の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを指示することができる。

- 一 第36条の2第1項の規定による通知に基づく措置
- 二 当該公的医療機関等が医療措置協定を締結している場合にあっては、当該医療措置協定に基づく措置

2 都道府県知事は、医療機関（公的医療機関等を除く。以下この条において同じ。）の管理者が、正当な理由がなく、次に掲げる措置を講じていないと認めるときは、当該管理者に対し、当該措置をとるべきことを勧告することができる。

- 一 第36条の2第1項の規定による通知に基づく措置
- 二 当該医療機関が医療措置協定を締結している場合にあっては、当該医療措置協定に基づく措置

3 都道府県知事は、医療機関の管理者が、正当な理由がなく、前項の規定による勧告に従わない場合において必要があると認めるときは、当該管理者に対し、必要な指示をすることができる。

4 都道府県知事は、第1項又は前項の規定による指示をした場合において、これらの指示を受けた公的医療機関等又は医療機関の管理者が、正当な理由がなく、これに従わなかったときは、その旨を公表することができる。

＜参考＞ 関係資料

➤ 「感染症法に基づく「医療措置協定」締結等のガイドライン」について

(令和5年5月26日付け医政地発0526第4号・医政産情企発0526第2号・健感発0526第15号厚生労働省医政局地域医療計画課長・医政局医薬産業振興・医療情報企画課長・健康局結核感染症課長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/hourei/doc/tsuchi/T230530G0010.pdf>

➤ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の公布及び一部施行について（通知）

(令和4年12月9日付け医政発1209第22号・産情発1209第2号・健発1209第2号・生食発1209第7号・保発1209第3号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長・官房生活衛生・食品安全審議官・保険局長通知)

- ・通知 <https://www.mhlw.go.jp/content/001022538.pdf>
- ・官報1 <https://www.mhlw.go.jp/content/001022539.pdf>
- ・官報2 <https://www.mhlw.go.jp/content/001022544.pdf>
- ・官報3 <https://www.mhlw.go.jp/content/001022545.pdf>

➤ 「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律等の一部を改正する法律」の一部の施行等について（通知）

(令和5年5月26日付け医政発0526第11号・産情発0526第2号・健発0526第4号厚生労働省医政局長・大臣官房医薬産業振興・医療情報審議官・健康局長通知)

<https://www.mhlw.go.jp/content/001102407.pdf>